

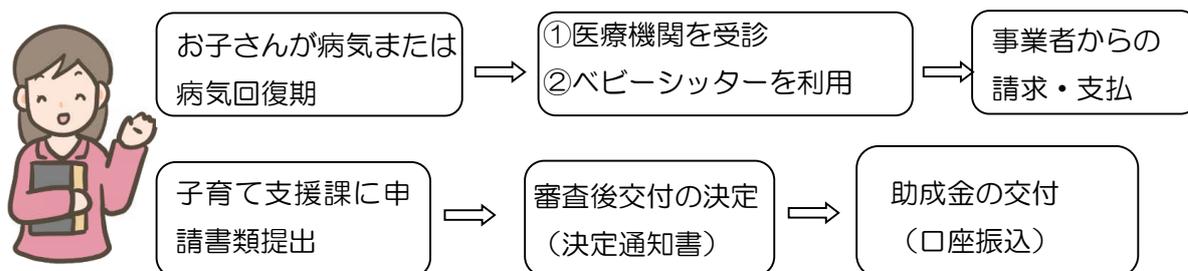
訪問型病児・病後児保育利用助成制度

保護者の事情で病気・病気回復期の児童を一時的に家庭で保育することができない時に、自宅にベビーシッターの派遣を要請し保育サービスを利用した保護者に対して、利用料の一部を助成します。



対象児童	横須賀市に居住する生後3か月から小学校6年生までの児童で、サービスを利用した日の前後7日以内に医療機関を受診していること。
対象事業者	公益社団法人全国保育サービス協会から認定等を受けている民間ベビーシッター事業者等 ⇒ 横須賀市が対象エリアの事業者は裏面をご参照ください。
助成額	1時間につき1,000円を上限とし、入会金、年会費、登録料、交通費、食費等を除いた額の1/2とのいずれか低い額
申請の方法	サービスを利用した日の属する年度内に、次の書類を提出してください。 ただし、年度末の利用等やむを得ない場合は翌年度の4月15日まで可。 ●横須賀市訪問型病児・病後児保育利用助成金交付申請書 ●民間ベビーシッター事業者等の領収書（原本）と利用内訳のわかるもの（原本） ●医療機関での受診が確認できるもの（領収書、受診明細書、お薬手帳の写し等）
支給の方法	申請の翌月末に、指定された保護者名義の口座に振り込みます。
申請書の配布場所	書式ダウンロード横須賀市HP「病気・病気回復中のお子さんの預かり保育」子育て支援課
申請書の受付場所	子育て支援課（郵送可） （持参する場合）はぐくみかん5階 子育て支援課（総務係） （郵送する場合）〒238-8550 横須賀市小川町11番地 子育て支援課 総務係宛

<助成までの流れ>



【担当 横須賀市民生局福祉こども部 子育て支援課 046-822-8225（直通）】



<横須賀市が対象エリアの事業者>

- 詳細は、各事業者にご確認ください。

(横須賀市がサービス対象エリアとなっておりますが、スタッフ数等の関係で、急な対応が難しい場合もあります)

- ご利用にあたっては、事前登録等が必要な場合もございますので、必ず事前に事業者のホームページ、資料や説明会等をご確認ください。

事業者名	連絡先
ハニークローバー(株)	050-5434-3429 https://sitter.honeyclover.co.jp/
ル・アンジェ(株)	045-225-8801 http://www.leange.co.jp/sitter/area/yokohama.html
(株)ジャパンベビーシッター サービス	03-3423-1251 https://jbs-mom.co.jp/
(株)タカミサプライ	03-3463-8777 http://ssl.takamisupply.co.jp/baby/
(株)キッズライン	https://kidsline.me

